

## 第2章 3G 通信サービスの種類等

### (3G 通信サービスの種類)

第4条 3G 通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
3G サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する 3G 通信サービス
3G プリペイドサービス (s)	<p>タイプ A (削除)</p> <p>タイプ B 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主としてパケット通信のために提供する通信サービスであって、4G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(3G)を同時に利用するもの</p> <p>タイプ C 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主として当社が別に定めるアクセスポイント（当社が別に定める取扱所交換設備において、当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、4G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(3G)を同時に利用するもの</p> <p>タイプ D 当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、通話及び当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービスであって、4G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(3G)を同時に利用するもの</p>
3G サービス(f)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、通話及び当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
3G サービス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して、主としてパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
3G サービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の

	免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り、)との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
モジュールサービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であって、3G チップを装着したものに限り、)との間に電気通信回線を設定して、専ら当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する 3G 通信サービス
特定契約サービス(4G)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(4G 通信サービス契約約款に規定する 4G 通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)通信サービス契約者が 3G 通信サービス、4G 通信サービス又は 5G 通信サービスの提供を受けるために用いるものに限り、)との間に電気通信回線を設定し、4G 通信サービスと併せて提供する 3G 通信サービス又は 4G 通信サービス若しくは 5G 通信サービスと併せて提供する 3G 通信サービス
3G 特定接続サービス	当社が特定契約者回線を使用して提供する通話又はパケット通信に係る 3G 通信サービスであって、その協定事業者の相互接続点との間の通信に限り提供するもの(3G 特定接続サービスの提供条件は、この約款に定めがある場合を除き、協定事業者が定めるところによります。)

(営業区域)

第5条 3G 通信サービスの営業区域は、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等端末設備が在圏する場所により、3G 通信サービスの全部又は一部を利用することができない場合があります。